

地球温暖化対策としての原子力エネルギーの利用拡大のための取組み (H20.3.13 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
別紙			
1. (省略)			
2.	<p>地球温暖化対策としての、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提とした原子力エネルギーの平和利用の世界的な拡大に向けた取組</p> <p>取組1 地球温暖化対策には原子力エネルギーの平和利用の拡大が不可欠との共通認識の形成と、利用拡大に向けた国際的枠組みの構築</p> <p>① 核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提とした原子力エネルギーの平和利用の拡大は、エネルギー消費の節約、エネルギー利用効率向上や再生可能エネルギー利用の拡大等と並んで、地球温暖化対策として不可欠であるとの共通認識を醸成すること。</p> <p>② 原子力エネルギーをクリーン開発メカニズム(CDM)や共同実施(JI)等の対象に組み込むこと。</p> <p>③ 核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提として原子力エネルギーの平和利用を推進しようとする国に対する、原子力発電所建設等への投資が促進されるための方策を検討すること。</p>	<p>外務省</p> <p>外務省</p> <p>外務省</p>	<p>原子力の平和利用に当たっては3S(核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ)の確保が必要であることを国際社会の共通認識とすべく外交努力を行っており、本年7月の G8 北海道洞爺湖サミットの際には、外務省の働きかけにより、「3S に立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」の文書を作成し、同イニシアティブを立ち上げた。今後、同イニシアティブの下で3S確保のための国際協力を推進していく(なお、右取組は、原子力の世界的な拡大それ自体を目的としたものではなく、地球温暖化対策等の観点より原子力発電の導入・拡大を企図する国が増加している現状を踏まえ、原子力エネルギーが、原子力発電の導入を希望する国によって適切に利用されることを促進するために行うものである。)</p> <p>国連気候変動枠組条約等の多国間協議等の場などにおいて、気候変動対策の観点から原子力発電が有効である旨発言し、各国に理解を求めており、今後も継続して各国に働きかける。なお、右取組は、原子力の拡大のためではなく、発電過程でCO2を排出しないとの原子力の特徴を踏まえ、適切な温暖化対策を推進するとの観点から行うものである。</p> <p>国連気候変動枠組条約等の多国間協議等の場などにおいて、気候変動対策の観点から原子力発電が有効である旨発言し、各国に理解を求めており、今後も継続して各国に働きかけていく。なお、右取組は、原子力の拡大のためではなく、発電過程でCO2を排</p>

地球温暖化対策としての原子力エネルギーの利用拡大のための取組み (H20.3.13 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>④ 京都議定書第一約束期間後となる 2013 年以降の次期枠組みにおいて、原子力エネルギーの平和利用を有効な地球温暖化対策として位置づけること。</p>		<p>出しないとの原子力の特性を踏まえ、適切な温暖化対策を推進するとの観点から行うものである。</p>
取組 2	<p>原子力エネルギーの平和利用の前提となる、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保のための国際的取組の充実</p> <p>① 核兵器の不拡散に関する条約(NPT)、原子力安全条約等、この国際的取組に関連する諸条約を実施するため IAEA に付託された措置が十分に実施されるよう、IAEA を人材、資金面で強化する取組を推進する。</p> <p>② 高度の技術システムを運営して大規模な原子力利用を進めてきた唯一の非核兵器国として、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保に関する IAEA や経済協力開発機構/原子力機関(OECD/NEA)による基準や勧告の策定等の活動の更なる高度化に向け、我が国の経験に基づく協力を一層強化する。</p> <p>③ 核拡散を防止するため、全ての国による IAEA との間の追加議定書締結を目指すことをはじめとする IAEA の保障措置の強化に引き続き貢献するとともに、核拡散リスク増大の抑制に向けた燃料供給保証の枠組み構築のために行われている多国間の協議及び枠組み作りに積極的に参加し、貢献する。</p>	<p>外務省</p> <p>外務省</p> <p>内閣府 (原子力委)</p> <p>外務省</p>	<p>国際的な核不拡散体制の強化を目的として、IAEAに核不拡散基金を設置し、追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナーの実施、IAEAによる北朝鮮の監視・検証活動に対する支援を行っている。</p> <p>各種関連会合への積極的な参加及び関連情報の収集を実施するとともに、原子力安全条約に基づく国別報告書の作成に参加しており、今後ともこのような取組を継続する</p> <p>「国際的な核不拡散体制強化に関する制度整備構想の調査」に関する委託研究を実施し、その結果を踏まえ、核燃料供給保障に関する国際的な議論において、日本独自の提案(IAEA INFCIRC683)を行っている。</p> <p>IAEA追加議定書の普遍化が国際的な核不拡散体制の強化のための最も現実的かつ効果的な方途であるとの我が国の立場を踏まえ、二国間協議や多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対して締結を促すとともに、IAEAと協力し、追加議定書締結に向けた各国の支援体制等を支援するため、地域セミナー(2007年8月ベトナム等)への人的・財政的支援も実施している。我が国は、引き続き、追加議定書の普遍化のためのアウトリーチ活動(セミナーの開催等)をIAEAとともに実施していく。</p> <p>また、IAEAにおいては、国際的な核不拡散体制の強化と原子力の平和的利用の両</p>

地球温暖化対策としての原子力エネルギーの利用拡大のための取組み (H20.3.13 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>立を目的として、核燃料サイクルにかかる様々な提案が行われており、昨年6月には、これらの提案も踏まえた上での、核燃料供給保証に関するIAEA事務局長報告が発出され、ドイツは本年4月、核燃料供給に関する国際会議を開催したところである。我が国も、2006年9月のIAEA特別イベントにおいて、核燃料供給全般における各国の供給能力をIAEAに登録させる独自の提案を行ったところであり、今後とも同提案のフォローアップを行うとともに、IAEA等において行われる国際的な議論に引き続き積極的に参加していく。</p>
取組3	<p>各国における原子力エネルギーの平和利用推進のための基盤整備の取組への積極的協力</p> <p>① 原子力エネルギーの平和利用にかかわる我が国の高度な基盤を活用して、IAEAの行う支援活動に専門家派遣等の協力を積極的に行い、また、アジア原子力協力フォーラム(FNCA)をはじめとする多国間協力や二国間協力を通じ、近隣のアジア地域を中心に原子力エネルギー利用の新規導入や拡大を行う国々の基盤整備に向けた自立的取組を積極的に支援する。</p> <p>② 我が国が有する設計、建設、運転・保守等の高度な技術力に基づいた協力、支援により、各国における原子力エネルギーの平和利用拡大への効果的な貢献ができるよう、金融、保険制度の活用等を積極的に行う。</p>	外務省	<p>IAEA 核不拡散基金、核セキュリティ基金等を利用してセミナーや機材供与等を実施し、3S確保の重要性についての理解を促進している。また、原子力発電導入基盤整備に関するJICA研修事業を実施している(なお、右取組は、原子力の拡大のためではなく、地球温暖化対策等の観点より原子力発電の導入・拡大を企図する国が増加している現状を踏まえ、原子力エネルギーが適切に利用されることを促進するために行っているものである。)</p>
取組4	<p>世界的な原子力エネルギーの平和利用の拡大に資するための原子力エネルギー供給技術の性能向上を目指した我が国における研究開発活動の強化</p> <p>① 世界最高水準の安全性と経済性等を有する次世代軽水炉、多様な二</p>		

地球温暖化対策としての原子力エネルギーの利用拡大のための取組み (H20.3.13 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>① 一ズに対応した規模、機能と経済的競争力を備えた中小型原子炉、高温ガス炉による水素製造技術等の原子力エネルギー利用の多様化と高度化を図る革新的技術の開発、実証及び実用化</p> <p>② 長期にわたる原子力エネルギーの利用を可能にする先進的な燃料サイクルの実現に向けた高速炉とその燃料サイクル技術の研究開発</p> <p>③ 将来の恒久的エネルギー供給技術の実現を目指す核融合の研究開発</p>		
3.	国内における原子力エネルギー利用の取組		
	<p>取組5 国内における原子力政策上の課題への取組の強化</p> <p>① 原子力施設の耐震安全性の確認を第一に、自然災害に関する新たな知見を安全確保のあり方等に速やかに反映させる等のリスク管理活動を強化する。</p> <p>② 高レベル放射性廃棄物処分は、後世代に先送りすることなく現世代が実施のための道筋を確立すべき国民的課題であるとの認識の下、国、原子力発電環境整備機構(NUMO)及び電気事業者は、地方自治体や国民各層とのコミュニケーションを格段に充実し、処分の安全確保の仕組み、処分場立地の公益性、立地を受け入れた自治体の発展の支援等に関して相互理解を深める活動を強化しつつ、その着実な前進を図る。</p> <p>③ 国民の理解を得て、科学的合理的な安全規制システムに基づき、温室効果ガスの排出抑制に対して効果的かつ即効性があり、各国で既に実現されている既存の原子力発電所の定格出力向上や設備利用率向上を実現する。</p>		
	取組6 原子力エネルギー利用を安全に推進するための取組に関する国民との相互		

地球温暖化対策としての原子力エネルギーの利用拡大のための取組み (H20.3.13 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>理解活動の強化</p> <p>① 地球温暖化問題と、エネルギー消費の節約、エネルギー利用効率向上、再生可能エネルギーの利用と並んで地球温暖化対策として原子力エネルギーの利用が果たす役割についての教育及び国民への情報発信を充実する。</p> <p>② 原子力エネルギー利用の安全確保のための取組について透明性と公開性を確保し、広く国民各層が参加してその取組の健全性を議論する場及び議論の結果を取組に適切に反映する仕組みを絶えず見直して、改良改善を図る。</p> <p>③ エネルギー問題に関する国民、地方自治体、事業者、国等の関係者間の対話の機会を質・量ともに一層充実して各種エネルギーの特性等の広範な情報の共有を図ること、地球温暖化問題と原子力を新たな対話のテーマとして加えること等によって、原子力に関する科学コミュニケーションやリスクコミュニケーションを一層強化する。</p>		